

業庫第30号（例）
2023年7月10日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領（代理店用）」
の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標題規程（平成16年10月8日付業庫第165号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件による事務取扱いの変更はありませんので、申し添えます。

—— 従前より、事前に官印の押なつのない取引関係通知書等を受領した場合において、取引関係通知書等の本書を受領したときは、事前に受領した分との一致を確認後、日本銀行業務局事務統括グループへの写送付を不要としておりましたが、今回、当該取扱いを規程に明記したものです。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 池邊、萩谷、北村
TEL：03-3279-1111（内線 6065、6046、6062）

以 上

「官庁の取引開廃等に関する報告関係事務取扱要領
(代理店用)」中一部改正

- 2. (2) (注1) を横線のとおり改める。

(注1) 事前に通知を受けた場合には、当該通知の内容が後日提出を受ける取引関係通知書等の内容と一致していることを確認しなければならない。
この場合、内容が一致しているときは、写の作成および事務統括グループへの送付は不要とし、内容に不一致があるときは、適宜の方法により事務統括グループに連絡する。